

特定非営利活動法人 東南アジア日本語普及協会 入会申込書

お申込日 年 月 日

会員の種類に○印を付けて、会員口数をご記入ください。

会員の種類	入会金(1会員)	会費(1口)	お支払方法	○印記入	口数
正会員	2,000円	10,000円	年払		
		1,000円	月払*		
個人賛助会員	無料	10,000円	年払		
		1,000円	月払*		
団体賛助会員	無料	100,000円	年払		

*月払についてはJCBブランドのクレジットカードによる支払が条件となりますので登録が必要です。登録方法は別途ご案内いたします。

【個人会員の方のご記入欄】 会員の種類は正会員または個人賛助会員を選択した場合は下記の欄にご記入ください。

フリガナ	
氏名	
住所	〒 - 都道府県
電話番号	() -
Eメール	@

【団体会員の方のご記入欄】 会員の種類は正会員または団体賛助会員を選択した場合は下記の欄にご記入ください。

フリガナ	
団体名	
住所	〒 - 都道府県
フリガナ	
担当者名	
電話番号	() -
Eメール	@

に情報保護シールを貼り付けてください。

切り取り線

【特定非営利法人東南アジア日本語普及協会 会員総則】

(種別)この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

(会員の資格の喪失)会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

上記は退会まで大切に保管してください。

左の切り取り線から切り離してお申込書部分のみを下記の住所にお送りください。

<入会申込書受付先>

〒751-0886

山口県下関市大字石原168-16

特定非営利活動法人 東南アジア日本語普及協会 入会申込書係

(株式会社山口情報処理サービスセンター内)

入会金および会費を銀行振込でお支払いになる場合は下記の口座をお願いします。

三井住友銀行 下関支店 普通 口座番号 0990736 特定非営利活動法人 東南アジア日本語普及協会

広島銀行 北九州支店 普通 口座番号 3027175 特定非営利活動法人 東南アジア日本語普及協会